那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年7月1日 条例第230号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を 定めるものとする。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

- 第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して当該公の施設(以下「当該施設」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。
 - (1) 管理を行う当該施設の概要
 - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (3) 指定の期間
 - (4) 申請の方法
 - (5) 申請の資格
 - (6) 利用料金等に関する事項
 - (7) 当該施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- 2 市長は、施設の管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合、その他 公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、そ の適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者の指定の申請)

- 第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、当該指定 について市長に申請しなければならない。
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとする当該施設の事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の選定)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する 団体のうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。
 - (1) 前条第1号の事業計画書(以下「事業計画書」という。)による当該施設の運営が住民の平等利用を確保することができる団体であること。
 - (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る当該施設の効用を最大限に発揮させる

とともに、その管理に係る経費の縮減が図られる団体であること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。
- (4) その他市長が別に定める事項
- 2 市長は、第3条の規定による申請がなかった場合又は前項各号のいずれにも該当するものがなかった場合においては、本市が出資等している法人、公共団体又は公共的団体を 指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による選定をしたときは、議会の議決を経て当該議決に係る 団体を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者の指定を受けた団体は、当該施設の管理を開始するまでに市長と当該 施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第7条 指定管理者は、毎年度終了後4月30日までに、その管理する当該施設に関する次に 掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、 年度の途中において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消さ れた日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなけ ればならない。
 - (1) 管理業務の実施及び利用の状況
 - (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が 定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、当該施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の 業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、 又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰す べき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、 その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる ことができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部 の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わ ない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった当該施設又は当該施設の設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する当該施設又は当該施設の設備を 損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。 ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することが できる。

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者又はその管理する当該施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会の公の施設への適用)

第13条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第11条までの規定及び次条中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。